

# まずな

KIZUNA

11

2020年  
令和2年

特集 ネット社会と  
人権

誰にでもつながるネット社会



## INDEX

- 2 「ネットモラルなんてない」  
小木曾 健さん (情報リテラシー専門家)
- 3 「ネット社会の現状と今後の方向性」  
曾我部 真裕さん (京都大学大学院法学研究科 教授)
- 4 「子どもとスマホ 保護者に期待される役割とは」  
佐川 英美さん (子どもたちのインターネット利用について考える研究会事務局)
- 5 「《コロナ差別》の感染を防ぐ `4種混合ワクチン。`」  
下村 健一さん (ジャーナリスト)
- 6 「犯罪被害者の人権 理不尽に侵害された権利の回復を目指して」  
寺田 真治さん (一般社団法人犯罪被害者の会・つなぐ会 代表理事)
- 7 ふれあいサロン
- 8 情報ふらざ



インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。近時は、新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別を助長するような情報の発信や、特定の個人に向けた誹謗中傷なども問題となっています。

本号では、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことについて考えてみましょう。

## 特集 ネット社会と人権

# ネットモラルなんてない

情報リテラシー専門家

小木曾 健 さん



### プロフィール

1973年埼玉県生まれ。IT企業で社会貢献部門を統括する傍ら、書籍や講演、メディア出演などを通じて「ネットで絶対に失敗しない方法」「情報の正体」を伝えている。著書に『ネットで勝つ情報リテラシー』（ちくま新書）、『11歳からの正しく怖がるインターネット』（晶文社）など

### それ、玄関に貼れますか？

私は全国で「ネットで絶対に失敗しない方法」をテーマに講演を行っています。その中で必ずお伝えしているのが、「ネットモラル」という独自のモラルなんて存在しない「ということ。ネットモラルとは、あくまで日常のモラルと同じものであり、私たちがすでによく知っているものです。

ネットを現実置き換えて考えると分かりやすいのですが、例えばSNSに仕事上の秘密、同僚への愚痴などを投稿することは、同じ内容を紙に書き、自宅の玄関ドアに貼るのと同じです。普通しないでしょう。ですが、なぜかネットの中では、大人ですら平気でそれをしてしまう。その投稿が後に問題となり、場合によっては職を失う可能性だってあるのに、平気でしてしまうのです。

これはネットに対する誤解、ネットを日常とは違う特別な場所だと思いついてい入ることが原因でしょう。「日常でやってよいことはネットでもやってよい」「日常でしないことはネットでもしない」、これを知ってください。日常で「できない」のにネットなら「できる」ことなんて存在しませんから。

### 交差点の真ん中で

日常のモラルはすでに大抵の大人が身につけています。あとはそのモラルを、どうやってスムーズにネットに置き換えるか、です。

SNSへの投稿は、駅前の交差点で、コメントを書き込んだボードを掲げる行為にも置き換えられます。想像するだけで、ネットに投稿することが、どれだけリス

キーな行為なのか、ご納得いただけるでしょう。このように、ネットを日常に置き換えるクセを身につければ、ネットは安全な道具になります。

最後にもう一つ。「ネットでは粗雑だが、会えば良い人、話せば良い人」にはお気を付けてください。本物は「ネット」の方です。実はネットには、その人の本当の姿を浮かび上がらせる特性があるのです。私たち知らぬ間に、自分の本当の姿を世の中にさらしているかもしれません。気をつけましょう。



# ネット社会の現状と 今後の方向性

京都大学大学院法学研究科 教授 曾我部 真裕 さん

## 誹謗中傷の被害

最近、ソーシャルネットワークサービス、いわゆるSNSでの人権侵害が改めて問題になっていきます。今年5月には、プロレスラーがSNSで激しい誹謗中傷を受けた末に、亡くなってしまったという痛ましい出来事があり、SNSでの誹謗中傷の問題に注目が集まりました。

SNSには、気軽に投稿ができ、しかもそれを簡単に拡散できるという特徴があるため、誹謗中傷の被害が大きくなりがちです。被害者にとって、時には全世界が自分を非難しているように感じ、外出もままならなくなり、トラウマを残すなど、深刻な打撃を与える

おそれがあります。

こうした個人に対する誹謗中傷やプライバシー侵害のほかにも、民族的・人種的な属性を理由とするヘイトスピーチや、特に今年は、新型コロナウイルス感染症に対する不安が広がる中で、自粛に協力しない個人や店舗等に対する過剰な非難や嫌がらせ・デマが、SNS上で流されたりして問題となっています。

## 世界中の人々に 向かって発言する

このようなSNS上の誹謗中傷等に対しては、SNS事業者が利用規約に基づいて削除やアカウント停止と

いった措置を取っているほか、一定の場合には、法律に基づき投稿者の身元の開示を求め、投稿者の責任を問うことも可能です。ただし、誹謗中傷と、正当な批判との区別は難しく、正当な批判を萎縮させないため、身元の開示が認められるためには厳しい条件があり、被害者救済の仕組みとして、法律は万能ではありません。

そこで、何よりも重要なのは、SNS利用者である一般市民の意識です。他人が少し常識と違う行動をし



## プロフィール

1974年生まれ、横浜市出身。京都大学法学部、同大学院法学研究科修士課程、司法修習生(第54期)、京都大学大学院法学研究科講師、准教授を経て2013年から現職。放送倫理・番組向上機構(BPO)放送人権委員会委員、朝日新聞論壇委員など。編著書に『情報法概説(第2版)』(共著、弘文堂)など。

たときに、批判したくなる気持ちになるのは自然なことではありますが、SNSに投稿するということは、批判的となった本人を含め世界中の人々に向かって発言することを意味します。皆が同じように批判的な投稿をすれば、膨大な数の非難が本人にも届き、大変な苦しみを与えることとなります。こうしたことに思いを巡らし、また、場合によっては身元が開示されて責任が問われることがあることを理解し、SNSで投稿や拡散をする際にはよく注意する必要があります。

インターネットやSNSの活用が進む中、安心・安全に利用していくため、社会全体で考えていく必要があります。



## 子どもとスマホ 保護者に期待される役割とは

子どもたちのインターネット利用について考える研究会子どもネット研 事務局  
一般社団法人セーフアーインターネット協会 ネットセーフティスペシャリスト

佐川 英美 さん



### プロフィール

2005年4月ヤフー株式会社に入社。「Yahoo!きっず」の編集担当として、「Yahoo!きっず検索」や、ネットマナーコンテンツ、教育機関への出張授業など、オフライン・イベントの企画を担当。2013年より政策部門に異動し、有識者会議、一般社団法人セーフアーインターネット協会の活動などを通し、青少年のネット利用に関する諸問題に取り組む。

### インターネットと

### 子どもたちの今

我々の生活に欠かせない道具となったインターネット。年々利用の低年齢化が進み、昨年度内閣府が行った調査\*では、インターネットを利用した経験がある子どもの割合は、3歳で50%、10歳では80%を越えました。また、利用目的は全学齢で動画視聴やゲームが多く、中高校生になるとSNSなどを通じたコミュニケーション利用がそれに迫る勢いで増えています。

\*令和元年度 内閣府  
青少年のインターネット利用環境実態調査

### 上手にオンライン

### コミュニケーションを行うには

コロナ禍の影響により、オンラインコミュニケーションサービスが人と人とのつながりや学びのかけ橋となりました。その反面、残念ながら他人を深く傷つける悲しい事件も起きています。

インターネット上での発言は、文字情報が主となります。対面では、表情や声の抑揚が言葉の補完を行います。が、文字情報にはありません。そのため真意が正しく伝わらなかったり、無機質で冷たい印象を与えてしまったりすることがあります。また、顔が見えない、匿名で書き込める気安さから、普段以上に相手を傷つける発言を

安易に行ってしまう人がいることも事実です。そしてそれらの発言は、時には瞬時に拡散され、削除も追いつかない大事になることも。

子どもがインターネットを道具として上手に活用していくためには、その道具の特性を知り、発達段階に応じた利用を通し、必要な知識と技術を段階的に身につけていく必要があるのではないのでしょうか。

### 子どもたちのために 保護者ができること

子どもたちを被害者にも加害者にもしないために、周囲の大人や保護者ができることは、自転車の乗り方を教えた時と同様に、安全に配慮した環境と適切な見守りの中で、必要な経験を

通して、知識と技術を身につけさせることです。そして、親子で話し合いながら利用のルールを決めることが大切です。また、そのルールは、子どもたちの発達度合いや興味関心に応じて、毎年見直すことを忘れないでください。

オンラインコミュニケーション時代の子育ては、これまでの子育てと同様に、相手を思いやる気持ちを育てていくことが、なにより大切です。親子で一緒に楽しみながら、時には子どもたちに教わりながら、インターネットを使いこなせる力を育んでいきましょう。



# 《コロナ差別》の感染を防ぐ 4種混合ワクチン

ジャーナリスト  
下村 健一 さん



## プロフィール

TBSアナウンサーからフリーキャスターへ転身、「筑紫哲也NEWS23」など報道現場25年。民間任用で内閣広報室勤務2年半。東京大学客員助教授、慶應義塾大学特別招聘教授、関西大学特任教授などを経て、現在は白鴎大学特任教授。主著『10代からの情報キャッチボール入門』、最新刊は仕掛け絵本『窓をひろげて考えよう』。小5国語教科書も執筆。

新型コロナウイルスは、偏見・差別による人権侵害という二次災害までしばしば引き起こしています。感染者やその家族への心無い言動、ただ感染者と大学や居住地域が同じというだけでシッテルを貼って排除する過剰反応。そうした事例は、この冬、コロナ本体の流行が再び深刻化すれば、更に多発するかも知れません。

昔から、社会に大きな不安がある時には差別的なデマが拡がりやすかったのですが、ネット社会になってその危うさは格段に加速しています。初耳の情報にすぐ感化されて差別をバラまく加害者にならないように、ぜひ4つの独り言を身につけましょう。

### ①「まだわからないよね?」

(「即断するな」)  
知らない情報に遭遇したら、たとえギョッとしてもとりあえず機械的に

うつぶやいて、すぐ周囲に拡散したり何か短絡的な行動を起こしたりせず、自分の中で一旦止めましょう。

### ②「意見・印象じゃないかな?」

(「鵜呑みにするな」)  
次に、その情報の文面をよく見て、『事実描写』っぽい部分と『情報発信者の意見・印象』っぽい部分とに、ざっくりでいいから仕分けましょう。差別のタネは、しばしば後者の部分に潜んでいるので要注意です。

### ③「他の見え方もないかな?」

(「偏るな」)  
必ず、複数の情報源に当たたりましょう。SNSだと一万人が「いいね」をしているにしても、情報の出どころが1ヶ所だったなら、それは1万ではなく1つの情報に過ぎません。他の情報と見比べることで、決めつけから逃れましょう。

### ④「隠れてるものは無いかな?」

(「中だけ見るな」)  
情報とは、スポットライトです。そこに照らされている中だけを見て「これが全てだと判断しないこと。例えば集団感染で注目されたある団体のメンバーにだって、スポットライトの外側(非感染者)は当然いるわけで、「あの団体は…」といった一くくりの対応は差別の入口になりがちです。

——以上4つの小見出しの( )内を再掲すれば、①ソク断するな／②ウ呑みにするな／③カタヨるな／④ナカだけ見るな——頭文字を並べると「ソ・ウ・カ・ナ」。初耳の情報に接した時は、とにかくまず「ソウカナ」とつぶやいて、偏見・差別・人権侵害のパンデミック(爆発的感染)を食い止めましょう。

サイバー防犯標語

あひるのおやこ

詳しくは、

サイバー犯罪防犯センターホームページで

兵庫県警察サイバー犯罪対策課からの  
お知らせ

が歌になりました

兵庫県警察  
公式チャンネル

で  
配信!

LINE  
スタンプ  
もあるよ!

など  
40種類

インターネットのお約束

あ 会いに行かない

ひ 秘密にする

る ルールを守る

の 載せない

のお やり

や やっておこうフィルタリング

こ コミュニケーションを大切に

5 2020(令和2)年11月号 きずな

# 犯罪被害者の人権 理不尽に侵害された 権利の回復を目指して

一般社団法人 犯罪被害者の会・つなぐ会  
代表理事 寺田 真治さん



## プロフィール

2003年2月21日午後10時45分頃、妻が仕事を終え帰宅途中、神戸市須磨区横尾の路上で強盗目的と思われる犯人に刺され死亡。犯人は現在も逮捕されておらず、未解決のまま18年目を迎える。神戸市や明石市の犯罪被害者等支援条例の制定において、犯罪被害者遺族の立場から積極的に意見を述べ制定に尽力。今も、関係機関と連携して犯人逮捕に向けて情報提供を求めるピラ配りを続けている。

兵庫県警察HP  
<https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/teikyo/sosa/jiken2/index.htm>

「つなぐ会」は2018年6月に解散した「全国犯罪被害者の会(あすの会)」の意思を受け継ぎ、関西圏会として活動をしてきた会員が中心となり発足しました。代表理事の寺田さんに話を伺いました。

Q 設立された経緯は

A 前身である「あすの会」は、犯罪被害者や遺族の権利の確立を目指して活動してきた団体です。犯罪被害者等基本法や被害者参加制度など一定の成果をおさめたことや会員の高齢化などの理由で解散しました。「あすの会」の活動は大きな成果を上げましたが、残された課題も少なくありません。2004年の犯罪被害者等基本法の成立から2020年で16年が経過しました。国の責務が明らかにになり被害者の権利は大きな一歩を踏み出しましたが、未だ被害者の苦しみは続いています。

Q どのような活動をされていますか

A 本会は

- (1) 被害者の権利の確立
- (2) 条例制定の請願運動と請願運動の普及啓発
- (3) 被害者による活動の伝承と記録
- (4) 被害者問題の啓発活動シンポジウムの開催、刊行物の発行
- (5) 被害回復制度の確立
- (6) その他各号に関連する事項を目的として活動しています。

その他にも実効性のある犯罪被害者支援条例が全国の自治体に広がるように、検討会や懇話会等への委員の派遣やマスコミを対象とした懇談会、関係官公署への要望書の提出などの活動もしています。今後も生み出されていくであろう犯罪被害者が、市民として国や地方公共団体に適切に権利を保障してもらえる社会づくりのための活動を展開しています。

Q 犯罪被害者の人権を守るために大切にしたいことは

A 会員は生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者です。人が人として生きるために最も尊重され守られるべき個人の尊厳(憲法13条や、健康的に生きる権利(同25条)を、第三者の犯罪で理不尽にも侵害され生活が一変した方々の集まりです。そこへさらに追い打ちをかけるように、報道やSNSでの中傷、事実誤認の拡散などに苦しめられています。いつでもどこでも犯罪の被害者になるかわかりません。

被害者の視点から考え、様々な立場の皆様と共に考え行動していきたくと思います。



## 読者アンケートご協力をお願い

「ひょうご人権ジャーナルきずな」をよりよい人権情報誌にするため、アンケートを実施しています。アンケートはスマートフォンでQRコードを読み取るか、次のアドレスへアクセスして回答してください。回答期間は令和2年10月26日(月)～11月20日(金)です。

<https://forms.gle/3279QzM11k3oFkJh9>

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。



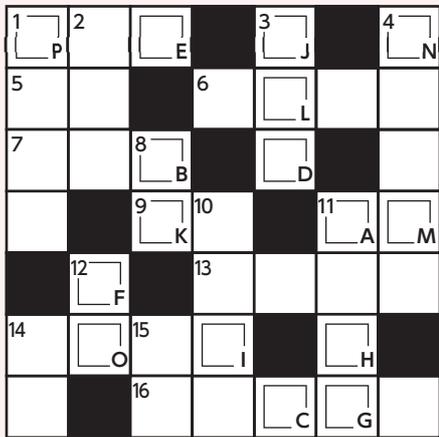
# ふれあい サロン

投稿 & クロスワードで

## 「オリジナル マルチクロス(2枚1組)」

をプレゼント!

**問** A~Pの文字を順番に並べると、何という言葉になるでしょう?



### ↓ タテのカギ

- 1 反対語は“デジタル”。コンピュータが苦手な人は“〇〇〇〇人間”と呼ばれます
- 2 計画・企画。「旅行の〇〇を立てる」
- 3 絹。「〇〇ロード」
- 4 実演・見本などを見せてくれるスクリーン上の画像
- 8 思慮や知識の及ぶ範囲。「〇〇の広い人物」
- 10 すでに空中撮影や薬剤散布等で活躍中。宅配等の仕事にも進出が見込まれています
- 11 過ぎ去ったことを振り返り、思いをめぐらすこと
- 12 「明けの明星、〇〇の明星」
- 14 “オレオレ〇〇”、“フィッシング〇〇”等にはくれぐれもご用心!
- 15 花言葉は「愛」です

### → ヨコのカギ

- 1 ワープロソフトや表計算ソフトなどのように特定の仕事をするために作られたプログラム。“〇〇〇〇ケーションソフトウェア”
- 5 かつて平城京が置かれ、日本の首都として栄えた都市
- 6 電子メールを媒介とした友人関係
- 7 議論の要旨・主旨
- 9 旅先で泊るところ
- 11 鶴とともに吉兆を表すめでたい動物として喜ばれます
- 13 ホストコンピュータに接続してシステムの使用を開始すること
- 14 “コンピュータネットワークに関する”という意味の言葉です。「〇〇〇〇テロ」、「〇〇〇〇攻撃」
- 16 価格が短期間のうちに急激に上がったり下がったりすること

9月号の答え

フセゴウコウレイシヤノコリツカ



## 読者からのお便り

田辺先生のお話とても興味深く拝読しました。  
自分の感情をコントロールすることはなかなか難しい  
ですが、とても大切なことでもあります。  
アンガーマネジメントがトレーニングで可能ならやっ  
てみたいと思いました。

(赤穂市 あんこさん)

「住民同士のつながり支援」を読んで、長寿社会  
となり、高齢者の安住できる社会づくりの大切さー  
住民の支えあい、助けあいとなる住民のつながり  
がとても大事であることを読みとりました。ウォー  
キングの場などに参加しコミュニケーションを通し  
て楽しい生活をおくることを願っています。

(小野市 銭形平次パート3さん)

■「読者からのお便り」の投稿掲載者(令和3年1月号)とクロスワードの正解者(抽選で10名)とに、  
「オリジナルマルチクロス(2枚1組)」をプレゼント。本誌「きずな」へのご意見やご感想、人々とのふれ  
あいを通した心温まるエピソードなどを募集しています。どしどしご投稿、ご応募ください。

\*投稿掲載時はペンネームの使用も可能です。 \*当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

### ■応募方法・締め切り

はがき、FAX、Eメールで受け付け。クロスワードの答え、郵便番号・住所、名前(ペンネームを使用  
の場合も要併記)、電話番号、年齢、職業、本誌へのご意見・ご感想を明記の上、ご応募ください。

### ■応募先

〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号 県立のじぎく会館内  
(公財)兵庫県人権啓発協会「きずな」ふれあいサロン係  
TEL:078(242)5355 FAX:078(242)5360 Eメール:info@hyogo-jinken.or.jp

\*応募者および投稿者の個人情報は、管理を適切に行い、誌面づくり以外の目的には利用いたしません。



締め切り 11月30日(月)必着



みんなで人権を考えよう

# 「人権のつどい」を開催

会場のみ  
手話通訳  
要約筆記  
磁気ループ  
あり

**日時** 12月2日(水) 13:30~15:30(13:00開場)

**場所** 兵庫県公館 大会議室  
〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-4-1(地下鉄「県庁前」駅東出口南すぐ)

**内容** ■「のじぎく文芸賞」表彰式  
■ハートフル人権ミニコンサート

内藤 雪子(ピアノ)、土井 美佳(ヴァイオリン)、  
皆川 隼人(チェロ)

■人権講演会

演題「病気になるのは悪いこと?—コロナで問われる私たちの差別意識」  
森光 玲雄 (諏訪赤十字病院 臨床心理課長)



※新型コロナウイルス感染症等の影響により、全体を中止もしくは講演を遠隔地よりライブ中継するなど開催方法を変更する可能性があります。

**申し込み方法**

※定員100人  
参加費無料

はがき、FAX、メールで受付。  
名前、電話番号(メールアドレス)「つどい参加希望」を明記の上、下記までご連絡ください。  
【締切】 11月20日(金) (必着)  
【送付先】 〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号 県立のじぎく会館内  
(公財)兵庫県人権啓発協会 研修部  
FAX: 078(242)5360 MAIL: info@hyogo-jinken.or.jp

## 12月10日~16日は 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です

日本政府は、拉致被害者に関する捜査・調査及び情報収集活動を進めており、今後の動向が注目されます。

政府認定拉致被害者17人のうち、兵庫県関係者では有本恵子さん、田中実さんの2人が認定を受けています。

拉致問題は一刻も早く解決しなければならない人権侵害問題です。この機会に、拉致問題についての関心と認識を深めましょう。

★詳しくは、

[政府拉致問題対策本部ホームページ](#)

[検索](#)



ラジオ関西

### 「谷五郎の笑って暮らそう」

(毎週火曜日10:00~13:00)で、  
12:35頃から「きずな」の記事等を  
紹介しています。



HAILE TIME



「ひょうご人権ジャーナルきずな」では  
読者アンケートを行っています。回答期間  
は10月26日から11月20日までです。6  
ページに詳細を載せていますので、ご協力  
をお願いします。

「きずな」は、協会ホームページからも  
ご覧になれます。

[兵庫県人権啓発協会](#)

[検索](#)



(公財)兵庫県人権啓発協会 〒650-0003 神戸市中央区山本通4-22-15 県立のじぎく会館内  
TEL 078(242)5355 FAX 078(242)5360 [info@hyogo-jinken.or.jp](mailto:info@hyogo-jinken.or.jp)